

別表

事業区分	事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
1 地域営農組織育成支援	地域営農組織 農業法人 等	<p>1 対象作物（米、麦、大豆）の生産を拡大する計画であること。</p> <p>2 対象作物の経営面積（所有地、借地及び特定作業受託面積の計、ただし受託組織においては受託面積の計）が、目標10ha以上であること。なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。 ただし、1戸1法人にあつては、経営規模が概ね50ha以上あり、かつ、受益地区の水田面積の5割以上を集積する計画であること。</p> <p>3 市町村等が策定する土地利用型農業の推進計画等に事業実施主体が地域農業の担い手と定められていること。</p> <p>4 農家で組織される団体等にあつては、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p> <p>5 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償等）に原則として加入するものとする。</p>	<p>以下①～③の要件を満たす地域営農組織等における米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等（乾燥調製を含む）および格納庫の整備に要する経費。 また、格納庫の整備にあつては、事業実施主体は地域営農組織又は農業法人とする。</p> <p>① 米・麦・大豆の規模拡大や新技術の導入に必要な機械等または米・麦・大豆生産に係る機械を格納するために必要な格納庫であること（格納庫整備の場合は、格納庫の完成後速やかに規模拡大や新技術導入に必要な新規機械を格納する確実な計画を有すること。なお、新規機械の購入にあつては、本事業活用の有無を問わない。）</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入（いわゆる更新）ではないこと。格納庫は新設に限る。</p> <p>③ 導入する物件の規模が機械の作業能率、一日の作業時間、作業期間の作業可能日数等、格納庫にあつては格納する機械の規模及び台数等を用いて合理的に説明できること。</p>	1/2以内 （格納庫は500万円を上限とし、1箇所のみ採択）

別表

事業区分	事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
2 中山間地域等組織化支援	地域営農組織 農業法人等	<p>1 農地及び組織の状況が以下(1)～(3)に該当し、かつ、当該地域において主に活動する組織であり、対象作物(米、麦、大豆)を生産する計画であること。</p> <p>(1) 受益農地の過半が農林統計における農業地域類型の3(中間農業地域)または4(山間農業地域)に該当</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払制度対象農用地を含む</p> <p>(3) ①～③のいずれかに該当</p> <p>①水田経営面積(現況)が概ね25ha以下</p> <p>②設立5年以内</p> <p>③平均筆面積20a未満</p> <p>2 市町村等が策定する土地利用型農業の推進計画等に事業実施主体が地域農業の担い手と定められていること。</p> <p>3 農家で組織される団体等にあつては、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p> <p>4 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償等)に原則として加入するものとする。</p>	<p>以下①～③の要件を満たす、地域営農組織等における機械等(乾燥調製を含む)の整備に要する経費。</p> <p>① 中山間地域の米・麦・大豆生産の効率化や、新技術の導入に必要な機械等であること。あるいは地域の「特色ある米作り」に必要な機械であること。</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入(いわゆる更新)ではないこと。</p> <p>③ 導入する物件の規模が機械の作業能率、一日の作業時間、作業期間の作業可能日数等を用いて合理的に説明できること。</p>	1/2以内

別表

事業区分	事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
3 スマート農業技術導入支援	地域営農組織 農業法人 農業協同組合 等	<p>1 スマート農業機械（自動運転農業機械のみ）及びDX技術の導入。また、経営調査（省人・省力化、作業時間削減、DX技術による施肥・防除費削減等）が可能であること。</p> <p>2 対象作物の拡大面積（所有地、借地、作業受託面積（実面積）の計）が、現況以上であること。 なお、新規設立の組織においては当年の計画を現況とする。</p> <p>3 市町村等が策定する土地利用型農業の推進計画等に事業実施主体が地域農業の担い手と定められていること。</p> <p>4 農家で組織される団体等にあつては、構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p> <p>5 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に原則として加入するものとする。</p>	<p>以下①～③の要件を満たす地域営農組織等におけるスマート農業技術の導入に必要な機械に要する経費。</p> <p>① 対象作物（米、麦、大豆）の規模拡大や省力化等に必要機械であること。</p> <p>② 同種・同能力のものの再度の導入（いわゆる更新）ではないこと。</p> <p>③ 導入する物件の規模が機械の作業能率、一日の作業時間、作業期間の作業可能日数等を用いて合理的に説明できること。</p>	1/2以内
4 スマート農業技術導入支援 （スマート農業導入加速化事業の継続）	熊本県経済農業協同組合連合会		<p>スマート農業技術導入実証試験に必要な経費</p> <p>1 報償費・謝金</p> <p>2 需用費</p> <p>3 役務費</p> <p>4 旅費</p> <p>5 使用料及び賃借料</p> <p>6 委託費</p> <p>7 原材料費</p> <p>8 その他県が必要と認める経費</p>	定額